

令和2年度第4回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年7月14日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時55分
場 所 菊川ふれあい会館 中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 17
欠 席 総 数 1

| 議番 | 氏 名 | 出欠 |
|----|--------|----|
| 1 | 西野 政次 | 出席 |
| 2 | 阪田 実 | 出席 |
| 3 | 田中 クゲヨ | 欠席 |
| 4 | 新久保 克己 | 出席 |
| 5 | 藤野 俊孝 | 出席 |
| 6 | 田崎 育子 | 出席 |
| 7 | 原田 雄一 | 出席 |
| 8 | 岡本 住子 | 出席 |
| 9 | 下田 敏純 | 出席 |
| 10 | 石田 安男 | 出席 |
| 11 | 植村 正文 | 出席 |
| 12 | 河本 隆一 | 出席 |
| 13 | 坂田 謙祐 | 出席 |
| 14 | 伊田 喜弘 | 出席 |
| 15 | 山田 正信 | 出席 |
| 16 | 吉本 知則 | 出席 |
| 17 | 岩本 憲慈 | 出席 |
| 18 | 有田 孝義 | 出席 |

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか計5名

傍聴人:なし

令和2年度第4回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（石井事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は、17名、欠席委員は、1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、吉本会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

皆さん、おはようございます。

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和2年度第4回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号12番の河本隆一委員と、議席番号13番の坂田謙祐委員のご両名を指名します。よろしく願います。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は2,004㎡でございます。位置図は4、5ページ、公図は6ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所吉田支所から北へ約730mに位置する、ほ場整備された農地でございます。

申請理由は、現在の耕作者で農事組合法人の理事及び作業受託者である譲受人が、当該法人の経営安定に寄与するため、譲渡人からの申し出に応じたものです。譲受後も利用権設定により、現在の耕作者である農事組合法人が水稻栽培を継続するものでございます。

申請地は、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利等が設定されている農地でございますが、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるときに限り、例外的に許可の対象となるものでございます。売買による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆、面積は 1, 4 0 3 m²でございます。

位置図は 7、8 ページ、公図は 9 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約 3. 1 k m に位置する、ほ場整備された農地でございます。

申請理由は、耕作が困難で、農業後継者もない譲渡人の申し出に、現在の耕作者で法人の代表及び作業受託者である譲受人が応じたものでございます。

譲受後も利用権設定により、現在の耕作者である法人が水稻栽培を継続するものでございます。

本案件につきましても、1 番と同様の理由により、例外的に許可の対象となるものでございます。売買による所有権の移転となっております。

次に、総会議案書 2 ページをお開きください。3 番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田、面積は 8 5 9 m²、位置図は 1 0、1 1 ページ、公図は 1 2 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から西へ約 1 0 0 m に位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、県外に居住しており、耕作が困難な譲渡人の要望に、デイサービス施設への通所者のリハビリの場として、申請地の農地が適地であるとの判断により、譲受人が応じ、この度の申請に至ったものでございます。

申請地は、譲受人が運営している介護施設の近くに位置しております。

現在、通所者は 4 5 名程で、その内約 1 0 名の通所者及び施設職員 2 名にて、野菜を栽培する予定でございます。譲受人は、特定非営利活動法人でございます。

農地法では、農業生産法人に限らず医療法人や社会福祉法人、その他の営利を目的としない法人等にも農地の権利移動を認めており、その場合、必要な労働力及び機械の保有、下限面積 5 0 アール等の要件についても、許可の要件とされておられません。贈与による所有権の移転となっております。

2 ページに戻りまして、4 番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおり

の報告をお願いします。なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番藤野俊孝委員、報告をお願いします。

藤野委員

5番の藤野です。7月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。事務局の説明どおり、現在の耕作者で農事組合法人の理事及び作業受託者である譲受人が、譲渡人からの申し出に応じたものです。譲受後も利用権設定により、現在の耕作者である農事組合法人が水稻栽培を継続するものであり、特に問題ないと思います。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、2番の案件につきまして、議席番号12番河本隆一委員、報告をお願いします。

河本委員

12番の河本です。7月8日に農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。当該農地は、現在、法人が利用権設定して耕作している農地ですが法人代表者である譲受人が当該農地を取得して、法人に貸し出すということでございまして、何ら問題ないと思います。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、3番の案件につきまして、議席番号9番下田敏純委員、報告をお願いします。

下田委員

9番の下田です。7月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。譲渡人が市外に居住するため作業できないということと、高齢者向けデイサービスの前に位置しており、また、当該施設に通うこの地域の高齢者には元々農業者が多いため、リハビリの場として通所者と職員で野菜等を作って管理したいということです。なお栽培した野菜等は自家消費とのことですので。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、4番、5番の案件につきまして、議席番号6番田崎育子委員、報告をお

願います。

田崎委員

6番の田崎です。4番の案件からご説明いたします。7月7日に農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。高齢者である譲渡人が後継者である息子に譲り渡すものであります。何ら問題はないと思います。

次に5番の案件です。ここは済生会病院の近くに位置しております。相続したものの維持管理できない譲渡人が、規模拡大を考えている譲受人に譲り渡すことになったものです。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、6番の案件ですが、この案件につきましては、譲受人に対して営農計画等について事前聴取を田崎委員が実施しておりますので、現地確認調査報告の前に、議席番号6番田崎育子委員より、事前聴取に係る報告をお願いします。

田崎委員

6番の田崎です。譲受人についてですが、この方は安岡に実家のある方です。これから、コメ作りを始めたいと言うことでしたので、私の方からも良く話を聞いてまいりました。農業に対する強いヤル気があり、いずれは安岡に戻ってネギ栽培等を行いたいという希望も持っておられる方です。農機具等は安岡の親戚から借りることになっているようで、ネギ栽培等についても、そこで技術を学んでいるようです。とても芯のしっかりした方で、これからの農業を背負っていく人材だと期待しています。よろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

それでは、引き続き現地確認の調査報告を、議席番号17番岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本委員

17番の岩本です。6番の案件について引き続き報告いたします。先ほど、田崎委員より譲受人についての説明がありましたが、私からは現地調査の結果について報告いたします。7月7日に農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。譲渡人は市外に居住し耕作や管理が出来ないために譲り渡したいという要望があり譲受人がこれに応じたものです。譲受人は旧市内に居住しておりますが、通作に問題はなく耕作に必要な農機具等も準備でき、近所の人を雇用する予定もあるようですので耕作には何ら問題ないと思われれます。ご審議

のほど、よろしく願いいたします。

議長（吉本会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。それでは、「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可について」「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

議長（吉本会長）

次に日程第2「議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。それでは、当該案件について事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

総会議案書22ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は23、24ページ、公図は25ページ、土地利用計画図は26ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約4.3kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。転用目的は、資材置場でございます。

申請理由につきましては、個人事業主として、この度、造園業を行うこととなり、事業に必要な石材や植木の保管場所として、自己所有地である申請地に資材置場を整備するものでございます。

一体利用地はなく、土地利用計画からみて適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地の南東側に農地はございますが、市道で分断されており、汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、申請地には、平成22年頃から資材が保管されており、無断転用の状態であったことから、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。それでは、当該案件につきまして、議席番号14番伊田喜弘委員、報告をお願いします。

伊田委員

14番の伊田です。7月8日に農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。申請人が造園業を行うこととなり、事業に必要な石材や植木の保管場所として、自己所有地である申請地に資材置場を整備するものでございます。隣接する農地はありません。転用による他の農地への影響はないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。なければ質疑を打ち切り採決いたします。「議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可について」、当該案件につきまして「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議いたしました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

議長（吉本会長）

次に日程第3「議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。それでは、各案件について事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

説明の前に、資料の訂正がございます。番号2番について、申請者から、7月13日付けで、この度の計画について、再検討したいとの理由により、許可申請取下申出書が提出されましたので、本議案より取下げによる削除をいたします。

それでは、ご説明します。総会議案書27ページをお開きください。

1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は31、32ページ、公図は33ページ、土地利用計画図は34ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から北へ約4.7kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。転用目的は、

太陽光発電設備でございます。

申請理由につきましては、譲受人が、事業拡大の為、新たな太陽光発電設備の設置用地を探していたところ、申請地は概ね平坦で、日照条件も良く、道路に隣接しており、資材の搬入等も容易なことから、申請地として選定されたもので、維持管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、申請者からは、代替地検討表が提出されております。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地はなく、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の北東側の農地は申請地よりも高い位置にあり、南側及び南西側の農地は、赤線や青線で分断されております。汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路及び道路側溝へ、また、一部の雨水は、新設される土水路をとおり道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断いたしました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

次に、総会議案書28ページをお開きください。3番。説明の前に議案書の訂正がございます。本日、配布しています議案書の訂正にてお示ししておりますが、転用面積を、575.09㎡と記載しておりましたが、正しくは、575㎡でございます。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は39、40ページ、公図は41ページ、土地利用計画図は42ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から北西へ約1.4kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。転用目的は自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、借受人が、子供の成長に伴い現在居住している借家では手狭になったことから、自己用住宅の建設を計画したもので、妻の実家から近く、義父が所有している申請地を選定したもので、親である貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。一体利用地は、県道及び市道の加工部分で、道路工事施行承認申請書、道路工事等承認申請書が提出されており確保は確実と判断します。

本申請の転用面積は、500㎡を超えておりますが、通路部分及び法面部分を除く有効実測面積は495.88㎡になることから、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の南側の農地は申請地よりも高く、西側の農地の一部が隣接しておりますが、ブロック塀を設置する計画となっております。

また、508番1の残地部分への対策として、一部は既に既存のブロック塀が設置されており、残りの部分については、新設のブロック塀と造成により法面を整形し、法面は芝張りで養生を実施する計画となっております。

汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに新設の道路側溝から、北側にある既存の道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断いたしました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

次に、28ページに戻りまして、4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は43、44ページ、公図は45ページ、土地利用計画図は46ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から北へ約620mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。転用目的は、太陽光発電設備でございます。

申請理由につきましては、太陽光発電設備の開発を行ってきた譲受人が、この度、事業拡大の為、太陽光発電設備の設置を計画したもので、当該地域に広告により事業予定地を募集したところ、申請地は、大規模な造成工事も必要としない平坦な地形で、日射も良く電力の安定供給が期待出来ることから、申請地として選定されたもので、維持管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。申請者からは、代替地検討表が提出されており、売買による所有権の移転となっております。なお、一体利用地はございません。

この度の太陽光発電設備は、パネル出力が、111.52kwで、発電出力が、49.5kwの計画となっておりますので、パネル枚数の違う3種類のシミュレーション資料が申請者から提出されており、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はございますが、盛土により、新たな畦畔を設ける計画となっております、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

続きまして、総会議案書29ページをお開きください。5番、6番は、同一事業でございますので、あわせてご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は47、

48ページ、公図は49ページ、土地利用計画図は50ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南へ約4.8kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。

5番の転用目的は、携帯電話基地局で、6番の転用目的は、携帯電話基地局の設置工事に伴う作業用地でございます。

申請理由につきましては、下関市長が、携帯電話等エリア整備事業において、申請地周辺の携帯電波不感解消を目的に携帯電話基地局の設置を計画したもので、6番は、5番の建設に必要な作業用地として、下関市長の要望に貸付人が応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

5番の一体利用地は、6番の申請地で、6番の一体利用地は、5番の申請地でございます。残りの一体利用地は、登記地目が宅地でございますが、土地を管理している相続人代表者からの承諾書が提出されており、一体利用地の確保は確実と判断します。

また、合わせて工事期間及び基地局が存在する期間、保守の為の通行についても、土地を管理している相続人代表者からの、承諾書が提出されております。

計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、5番の申請地は、碎石を敷き均すことから問題はなく、6番の申請地に隣接した農地が南側でございますが、整地のみの計画となっており、既存の形状も変更されません。汚水の発生はなく、雨水のみ隣接した農地に自然流下し、河川に放流されますが、土地を管理している相続人代表者から、表面雨水の放流については、承諾している旨が記載された承諾書が提出されており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、6番の案件については、一時的な利用であり、工事終了予定である、令和3年3月31日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

続いて、総会議案書30ページをお開きください。説明の前に議案書の訂正がございます。本日、配布しております議案書の訂正にてお示ししておりますが、7番の転用面積を、23.57㎡と記載しておりましたが、正しくは、23㎡でございます。

また、8番備考欄の一体利用地、10046番3の一部面積も、同様に23.57㎡と記載しておりましたが、正しくは23㎡となります。

なお、全体面積は、実測面積にてお示ししておりますので、面積の変更はございません。

それでは、ご説明いたします。7番、8番も、同一事業でございますので、合

わせてご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は51、52ページ、公図は53ページ、土地利用計画図は54ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から北東へ約3.3kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「甲種農地」、「第一種農地」、「第三種農地」いずれにも該当しない「第二種農地」となります。

7番の転用目的は、携帯電話基地局で、8番の転用目的は、携帯電話基地局の設置工事に伴う作業用地でございます。

申請理由につきましては、下関市長が、携帯電話等エリア整備事業において、申請地周辺の携帯電波不感解消を目的に携帯電話基地局の設置を計画したもので、8番は、7番の建設に必要な作業用地として、下関市長の要望に貸付人が応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

7番の一体利用地は、8番の申請地3筆で、8番の一体利用地は、7番の申請地でございます。残りの一体利用地は、水路加工部分で、法定外公共物加工許可申請書が提出されており、確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、7番の申請地は、砕石を敷き均すことから問題はなく、南東側に赤線で分断された農地が1筆ございますが、南東側部分は、整地のみの計画となっており、既存の形状も変更されません。

汚水の発生はなく、雨水のみ隣接した農地及び原野に自然流下し、道路側溝に放流されますが、土地所有者である、貸付人から、表面雨水の放流については、承諾している旨が記載された承諾書が提出されており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、8番の案件については、一時的な利用であり、工事終了予定である、令和3年3月31日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。それでは、1番の案件につきまして、議席番号2番阪田実委員、報告をお願いします。

阪田委員

2番の阪田です。7月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。当該農地は譲渡人が耕作困難になっていた農地です。日照条件も良く、

道路に隣接していることから、太陽光発電設備の申請地として選定されたもので、譲受人の要望に応じたものでございます。土砂の流出等、近隣農地への営農には支障ないと思われまます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、3番の案件につきまして、議席番号6番田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎委員

6番の田崎です。7月7日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を確認しました。場所は、長安線沿いにあり運動公園の近くです。申請理由につきましては、借受人が、現在居住している借家では手狭になったことから、自己用住宅の建設を計画したもので、妻の実家から近い、義父の所有する当該農地を選定したものです。土砂の流出対策、汚水、雨水ともに適正に処理される予定であり、周辺農地へ影響はないと思われまます。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、4番の案件につきまして、議席番号11番植村正文委員、報告をお願いします。

植村委員

11番の植村です。7月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。当該農地は、山陰本線と国道に挟まれた場所にあり、既に周辺には太陽光発電設備や工場などが立地しており、既に何年も耕作された様子のない農地でございます。周辺農地への営農には、何ら問題ないものと思われまます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長（吉本会長）

それでは、5番、6番の案件につきまして、議席番号15番山田正信委員、報告をお願いします。

山田委員

15番の山田です。7月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認いたしました。内容は事務局説明のとおりでございます。申請地周辺は携帯電話用の電波不感地域で住民生活及び災害時の通信手段として携帯電話基地局の建設をするものです。また、6番はこの作業用地として一時的に利用されるもので

す。また、市の事業に関わるもので、通信体制の整備は急務であることから、やむを得ないと思われま。よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

それでは、7番、8番の案件につきまして、議席番号18番有田孝義委員、報告をお願いします。

有田委員

18番の有田です。7月7日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認しました。申請内容については事務局の説明のとおりです。申請地は山林に囲まれた携帯電話の電波不感地域であり、災害時等の通信手段として必要な体制整備を行うものです。よろしくご審議お願いいたします。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ございませんでしたら、質疑を打ち切り、採決します。「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」2番を除く、1番から8番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請に係る2番を除く、1番から8番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

議長（吉本会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第4号現況確認について、ご説明いたします。

総会議案書55ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、畑1筆、面積は、307㎡で、申請地の位置図は57、58ページ、公図は59ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線福江駅から東へ約450mに位置する土地でございます。

令和2年7月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。

申請地の西側の一部に雑木が確認できましたが、農地として管理可能な状況にありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

次に55ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、田7筆、合計面積は、6,897㎡で、申請地の位置図は60、61ページ、公図は62ページから64ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から南西へ約700mから約800mに位置する土地でございます。

令和2年7月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

●●番●は、南西側に一部雑木は確認できましたが、大部分は、雑草等で、農地として管理可能な状況にありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

また、残りの6筆については、現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

続きまして、総会議案書56ページをお開きください。3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、畑2筆、合計面積は、998㎡で、申請地の位置図は65、66ページ、公図は67ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約2.3kmに位置する土地でございます。

令和2年7月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

次に、56ページに戻りまして、4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、田2筆、合計面積は、969㎡で、申請地の位置図は68、69ページ、公図は70ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約870mに位置する土地でございます。

令和2年7月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。それでは、1番、3番、4番の案件につきまして、議席番号6番田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎委員

6番の田崎です。7月7日に農業委員2名、推進委員1名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。

先ず1番ですが、事務局説明のとおりで、法面の一部に雑木が確認できましたが、農地として管理可能な状況だと考えましたので「農地」と判断いたしました。

次に3番ですが、山林と一体化しているような状況でしたので、「非農地」と判断しました。

また、4番の周辺は宅地化が進んでいて、当該地は平成7年頃から耕作を行っておらず、雑木が繁茂しておりました。ここも「非農地」と判断しました。

よろしくご審議願います。

議長（吉本会長）

次に、2番の案件につきまして議席番号11番植村正文委員、報告をお願いします。

植村委員

11番の植村です。7月6日に、農業委員2名、推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。当該地については、7筆の申請がありましたが、6筆については既に雑木等が繁茂しており「非農地」と判断いたしましたが、1筆につきましては、葎などが生えておりましたが取扱要領に該当しないため、「農地」と判断いたしました。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第4号 現況確認について」、1番及び2番の案件中、豊浦町大字吉永の●●番●については「農地」、また、2番の●●番●を除く6筆、並びに3番、4番は「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

次に、日程第5「議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

総会議案書71ページをお開きください。1番。この案件は、令和2年7月31日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、72ページから76ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和2年7月31日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定です。地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を、別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページにお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。「議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は原案のとおり決定しましたので、下関市長へ通知することといたします。

議長（吉本会長）

次に、日程第6「議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（徳富事務局次長）

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について、ご説明いたします。

総会議案書 77 ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。1 番。内容につきましては、78 ページの「1. 農用地利用配分計画（案）」と、79 ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

なお、地区別の利用配分計画集計表を議案第 6 号関係資料にお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。なければ質疑を打ち切り採決します。「議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に回答することといたします。

議長（吉本会長）

次に、日程第 7 議案第 7 号「下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定」及び「下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価基準の制定」について、お諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

「下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定」及び「下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価基準の制定」について、ご説明いたします。

総会議案書 80 ページをご覧ください。右肩に「議案第 7 号関係資料①」と書いた資料をご覧ください。下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項を定めた（案）でございます。

1 番は募集人数、2 番は任用期間、3 番は身分、4 番は職務内容、5 番は委員報酬、6 番は推薦を受ける者及び応募する者の資格、7 番は推薦及び応募に係る手続きなど、8 番に推薦に関する注意事項、9 番に選任方法、10 番に情報の公表、11 番に問い合わせ先について記載しております。

別紙に推進委員の担当区域、及び推薦及び応募に係る提出書類の様式をつけ

ております。

続きまして、右肩に「議案第7号関係資料②」と書いた資料をご覧ください。

下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価基準を見直した(案)でございます。修正がありますので、先に総会議案書と併せて送付しましたものと差替えをお願いします。

候補者の評価にあたっての基準を定めたもので、推進委員の候補者として相応しい人を選考するにあたり、従前の基準を見直したものでございます。2枚目、新旧対照表の下線を引いたところが変更箇所になります。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第7号「下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定」及び「下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価基準の制定」について、賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

次に、日程第8「議案第8号農地法施行に関する実施細則の一部改正について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案第8号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について、ご説明いたします。総会議案書81ページをお開きください。また、本日お配りした議案第8号関係資料もあわせてご覧ください。

農地法施行に関する実施細則は、農地法の実施のため、農地法施行令及び農地法施行規則に定めるもののほか、農業委員会の権限に係る事務について必要な事項を定めたものでございます。

令和2年4月1日より県から権限移譲がなされたことに伴い、農地転用に関する事業計画書及び資金計画書の様式を定め、実施細則の一部を改正しようとするものでございます。

資料の3枚目に新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。下線を引いた部分が改正部分でございます。以上でございます。

議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。

議案第8号「農地法施行に関する実施細則の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（吉本会長）

次に、日程第9報告第1号から日程第14報告第6号までを一括して、事務局の報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

令和2年度第4回総会報告事項について、まとめてご報告いたします。

総会議案書82から85ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、13件ございました。

86ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、3件ございました。

87ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、3件ございました。

いずれも、内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりまして、専決により、受理通知書を交付いたしました。

88ページ、報告第4号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりまして、専決により、通知を交付いたしました。

89ページ、報告第5号「農地造成届について」は、2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

95ページ、報告第6号「農地造成完了届について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類等そろっておりまして、専決により、書類を受理いたしました。以上、ご報告いたします。

議長（吉本会長）

事務局の報告が終わりました。只今の報告第1号から第6号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたします。

次回の第5回総会は、令和2年8月18日火曜日、菊川ふれあい会館の中小ホールで、午前9時30分から開催いたします。

長時間に渡るご審議、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の総会を終了いたします。

(終了時刻 10時55分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....